

「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に対する 意見書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学人権問題研究センター 公開日: 2019-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿久澤, 麻理子 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2016628

「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に 対する意見書

阿久澤 麻理子

Citation	人権問題研究, Vol.16, p.71-95
Issue Date	2019-03-31
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Right	© 大阪市立大学人権問題研究センター
URI	http://dlistv03.media.osaka-cu.ac.jp/il/meta_pub/G0000438repository_1346454x-16-71

「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に対する 意見書

阿久澤 麻理子*

解説：

本意見書は、「全国部落調査」復刻差し止め裁判のために、筆者が2018年5月10日付で作成し、同月28日に東京地方裁判所民事第13部に提出されたものである（事件名：平成28年（ワ）第12785、17680、28219号 損害賠償等請求事件、平成29年（ワ）第32358号 損害賠償等請求事件）。

原告は、部落解放同盟と248人の個人、被告は、示現舎合同会社（出版社）とその代表社員を含む、関係者2名である。

事件のあらましは、次のとおりである。

2016年の年明け早々、ハンドルネーム「鳥取ループ」を名乗るM（示現舎の代表社員）が、戦前に実施された「全国部落調査」の報告書をインターネット上にアップし、示現舎がこの報告書を『復刻全国部落調査』として書籍化し販売することを企て、同年2月にオンライン書店amazonで予約販売を開始した。

「全国部落調査」は、内務省の外郭団体である中央融和事業協会が、融和事業を進めるために1935（昭和10）年に実施した調査の報告書であり

（報告書になったのは1936年）、全国の5300を越える被差別部落の地名、戸数、人口、職業、生活程度が記載されており、1975年に存在が発覚した「部落地名総鑑」の原本とも言われる。それゆえ、これを出版したりネット上で公開したりすることは、差別を助長・誘発する重大な問題行為であることは言うまでもない。また報告書は、そもそも内部文書であったにも関わらず、Mらは80年が経過しているから、著作権切れで公開可能だと主張してきた。

また、あわせて部落解放運動関係者の名簿が「部落解放同盟関係人物一覧」としてネット上にアップされた。多くの方々が、名前とともに、住所等の個人情報さらされ、プライバシーを侵害された。

これに対して、部落解放同盟は、出版禁止とウェブサイトの削除（「全国部落調査」と「部落解放同盟関係人物一覧」データ）を求める仮処分の申し立てを行い、裁判所もこれを認める決定を相次いで行った（出版禁止は2016年3月28日、ウェブサイト掲載禁止は4月18日ⁱ⁾）。現在、

*大阪市立大学 人権問題研究センター／都市経営研究科 教授

【注】

- i) 出版禁止の仮処分は、横浜地裁本庁に対し、2016年3月22日に申し立てられ、3月28日に決定された。ウェブ削除の仮処分は、横浜地裁相模原支部に対して同年4月4日に申し立てられ、4月18日に決定された。いずれもMが異議申立を行い、異議審、保全抗告審が行われた。出版禁止については許可抗告も行ったが最高裁判所に棄却されている。

部落解放同盟と248人の原告が、出版禁止・ウェブ掲載禁止・不法行為による人権侵害に対する損害賠償を求めて本訴の裁判をたたかっているⁱⁱ⁾。

意見書では次のことを明らかにしたいと考えた。

裁判では、原告の方々が陳述書を提出するが、それは、部落の所在地（地名）や部落解放運動関係者（人名）を暴露する被告らの行為が、原告の方々の人権を侵害することを示すものである。そこには、それぞれの方々の被差別体験、インターネットにこうした情報がさらされたことによる不安・怒り、そして差別に抗するため、原告になる決意をしたことが記される。

だからこそ、Mらの行為が、原告の方々だけでなく、より広く社会に損害を与えるということを研究者として別の視点から示したいと考えた。彼らの行為が、マジョリティ市民の意識に負の作用を及ぼし、これまで差別のない社会をめざして行われてきた各種の取り組みの成果を破壊するものだということを明らかに示したいと考えた。

その際、筆者は大学の学部生を対象に人権教育を担当していることから、とりわけ若者世代への影響に焦点をあてることとした。2002年に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が失効し、国レベルで、特別対策としての同和対策事業が終了すると、人権教育・啓発事業において部落問題が取り上げられる機会は急減したため、若い年代ほど、部落問題について具体的に学んだ経験を持つ者が少なくなっているからである。知識も、「部落出身者」との出会いもなく、部落を

抽象的にしかイメージできないので、その意識は外部情報—ネット上の一方的な（差別的な）情報など—からの操作を受けやすい。また、若い年代層は、小さな頃から身近にIT機器に親しんできたデジタル・ネイティブ世代でもあるから、ネット情報から受ける影響は、高い年代層よりはるかに大きなものとなろう。そこで、大学生のレポートの分析や、各種の人権意識調査の結果に基づき、Mらの拡散したネット上の情報が、若者の意識にマイナスの影響を与える蓋然性が極めて高いということを示すこととした。

これを皆さんに読んでいただきたいと考える理由は、何よりもまず、裁判のことを知っていただくことと、支援を訴えたいからである。そのために、Mらの行為が、私たちが時間をかけて築いてきた「差別をなくそう」という社会的合意を侵食しようとしている事実を知っていただきたい。

また、私と同じように学校教育の現場で人権教育に取り組む学校の先生方や関係者の方々に、「部落問題について、学校でどのような知識と経験を次世代に教え、引き継ぐ必要があるのか」を考えていただきたいからである。意見書の中で取り上げた大学生のレポートからは、「部落の所在地情報を拡散することが、部落差別につながる」とか、「部落の所在地情報に、知り合い（友人）の住所を当てはめるのは、差別行為である」といった基本的な理解が、学生の中に十分に浸透していないことがうかがわれるからである。

ぜひ、裁判の傍聴に行き、公判後に開かれる報告集会に参加し、この事件の全体像と問題性を多くの人に知っていただきたい。

ii) 2018年3月12日に、第8回口頭弁論が行われ、その後数回の弁論整理手続きが行われている（2018年11月末時点）。

2018年5月10日

東京地方裁判所民事第13部 御中

意見書

大阪市立大学 人権問題研究センター／

都市経営研究科

教授

(阿久澤麻理子)

貴庁係属 平成28年（ワ）第12785号事件及び
同事件に併合された同種事件（損害賠償請求事
件）について、以下のとおり意見を申し述べます。

【目次】

はじめに

I 教育・啓発の視点からみた問題点

1. ある大学の例—授業の際に提出された学
生レポートの分析から
2. ネット情報が、若者の部落問題に対する
理解不足と「無自覚」に便乗し、差別を
拡散する危険性
3. 若者の意識に関する各種データ
 - 3-1 内閣府調査（2017.10実施）にみる部落
問題の認知経路
 - 3-2 近畿大学学生人権意識調査・部落問題編
（2015.6実施）
 - 3-3 人権についての姫路市市民意識調査
（2016.11実施）
4. 直接の関りがなく、部落に対して抽象的
イメージでしか持たないことの危うさ
5. 低年齢化する影響—ある中学校での事象

II なぜ地名の拡散が問題なのか—現代社会にお いて「部落の地名」が持つ意味

1. 部落出身者を判定しようとする側の心理
の変化
2. 大阪府堺市における人権意識調査（2015.11
～12実施）
 - 2-1 部落差別についての認識（差別があると
思うか）
 - 2-2 部落・部落出身者に対する意識・態度
 - 2-3 「認識」と「意識・態度」のずれ
 - 2-4 住宅（土地）を避ける論理

補足として：ソーシャルメディアを利用した情
報拡散の影響について

終わりに

はじめに―本意見書の目的

「部落差別解消推進法」第1条(目的条項)には、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」との文言が盛り込まれた。インターネットとモバイル端末の急速な普及によって、差別を扇動する言説や、差別を助長・誘発するような情報が、それらを拡散しようという意図を持つ者のクリック(タップ)一つで、一瞬のうちに不特定多数の目にさらされてしまう状況が生まれたからである。

宮部らが、インターネット空間に流し込んだ「部落の地名」リスト(「全国部落調査」の画像データや、その内容をテキスト化し、現在の部落の所在地と照合して更新したダイレクトリー等)も、その後次々とコピーされて拡散し、これらのサイトには今なお、誰もがネット検索から簡単に行きついてしまう状況がある。差別を助長・誘発する情報が、巡回性や永続性¹⁾を持ってネット空間で増殖し続ける状況を作り出したことは極めて悪質である。また、情報の発信にWikiというソーシャルメディアを使い、「部落の地名」リストを精緻化させるような書き込みを誰でもが行える状況をあえてつくり、匿名での編集を呼びかけたことは、差別行為への加担をおおる行為である²⁾。

ところで、「同和対策審議会答申」(1965)が部落問題の解決を「国の責務」であり「国民的

課題」であると位置づけ同和対策の具体案を示すと、この答申を受けて同和対策事業特別措置法(1969)が施行され、以後、一連の特別法³⁾の下で33年間にわたって同和対策事業が実施された。その結果、同和地区の物的な生活環境をはじめ、様々な面で存在していた較差が大きく改善され、特別法に基づく対策事業は2002年3月末をもって終了することになった。

但し、法期限に先立ち、地域改善対策協議会が行った意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(1996年5月17日)では、差別意識が「依然として根深く存在」していることが指摘され、「今後の重点施策の方向」の第一には、「教育・啓発の推進」があげられた⁴⁾。すなわち、差別意識の解消のための取組みは引き続き必要とされ、これを受けて立法された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下、人権教育・啓発推進法と記す)」(2000年12月6日公布・施行)の下で、国・自治体は、特別法の法期限後も、差別意識の解消のための教育・啓発に取り組むこととなった。

しかしながら冒頭に述べたとおり、差別を扇動する言説や、差別を助長・誘発する情報がインターネット上で拡散され、それらがネット空間を巡回し増殖するようになると、こうした言説や情報と、人びとの接触機会は必然的に増大する。これらが多くの人びとの心理や行動に負

1) Gagliardone他(2015)は、インターネット上の有害コンテンツの問題点として、元のサイトが削除されても、それ以前にミラー(コピー)サイトが作成され、それが増殖してネット上に漂流し続けること(「永続性」)、特定のサイトやコンテンツが削除されても、規則の緩いサイト運営会社や他国へデータが移行されるなど、同じことが何度でも繰り返されること(「巡回性」)を指摘している。

2) 但し原告らは訴訟において、加筆の更新頻度や加筆された内容から、加筆は宮部らによって行われていると主張している。

3) 一連の特別法とは、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」をさす。

4) 意見具申の「今後の重点施策の方向」には、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」等が含まれ、「一般対策への円滑な移行」とは、同和問題を解決するための取組みを放棄することではなく、必要なニーズには一般対策によつて的確に対応することであると記されている。

の影響を与えることは必至であり、これまで先人たちが心血を注いできた教育・啓発の長年の成果をも侵食していくことが危惧される。またその影響は、日常生活においてインターネットとの接触が多い、若い世代にとって、より深刻なものとなる。

そこで、本意見書では第一に、宮部らが行った、インターネット上での「部落の地名」リスト等の拡散が、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、これまでの教育・啓発の成果を侵食するののかという点について、とりわけ若い年代層と教育現場に焦点をあて、述べることにする。その際、国、自治体、大学が実施した意識調査のデータ、部落問題の授業で学生から提出されたレポート、実際に学校現場で起こった事象（生徒がネット上の「部落の地名」リストを見たことによって起きた事象）を参照する。

第二に、本意見書では、「部落の地名」リストの拡散が、とりわけ現代社会において持つ差別性について述べる。宮部らは、「地名は特定の個人の人格と結びつくものではない」と主張し⁵⁾、「地名」だけを取り出して拡散しても、人間の権利侵害にはあたらないかのように主張するが、これは誤りである。

部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別であり、封建時代においては人（身分）＝職能＝土地（居住地）は一致していた。それゆえ、被差別身分にあった人びとに対する忌避意識は、その職能と、コミュニティに対しても向けられた。だが、近代化・都市化によって人の移動が進み、部落出身者かどうかを「系譜的」に（被差別身分であった先祖との血縁関係によって）判定できなくなると、相手が部落出身者かどう

かを「属地的」に（居住地・本籍地・出生地等が部落の所在地と重なるかによって）識別しようとする心理が強まることとなった。

実際、近年いくつかの自治体が行った人権意識調査では、結婚で部落出身者＝「人」を忌避するより、部落や部落の近隣での居住を避けるなど、「土地」を忌避する意識の方が数値の上ではより強くあらわれる。「部落の地名」リストの拡散は、まさに「土地」をメルクマールに部落出身者を特定したり、忌避しようとする、現代社会の部落差別の心理を前提に行われており、それゆえ、土地を基準にして安易な身元調査を行ったり「出身者探し」を行うことを助長する。また、部落出身者かどうかを「土地」で判定しようとする心理が社会の中で強まるほど、「部落にすれば自分も出身者とみなされるかもしれない」という不安から、さらに部落の「土地」に対する忌避意識が強化される。奥田（2007）はこれを「見なされる差別」と呼ぶ。そこで、奥田の研究とともに、自治体による人権意識調査のデータを参照しながら、「部落の地名」リストの拡散という行為が現代社会において持つ固有の差別性について述べる。

なお、本意見書を執筆した阿久澤は、教育社会学の研究者である。インターネットの技術的な側面は専門外であるが、ネットによる「部落の地名」リストの拡散が、どのような影響を社会に与えるのか、という視点から本意見書をまとめたものである。

5) 出版差し止めの仮処分に対する保全異議申立事件、第二回保全異議審尋(横浜地裁、2016年10月12日)に提出された、債務者側の準備書面より。

I 教育・啓発の視点からみた問題 点—「部落の地名」リストの拡散 が若者世代の心理や行動に与える 影響

1. ある大学の例—授業の際に提出された学生レポートの分析から

ある大学が学部生向けに開講している部落問題入門の授業（全学共通科目）では、例年、「身近な人から部落問題についての考えを聞き、返ってきた答えをふまえ、それについて自分がどう考えたのかをまとめなさい」というレポート課題を出していた。「身近な人に聞く」ことを課題にするのは、普段、部落問題に具体的に出会う機会がなくリアリティを持ちにくいと感じている若者を、周囲の人の考え方に触れさせ、部落差別が身近にあることに気づき、考えさせるためである。学生たちが話をきく「身近な人」というと、たいてい父母や祖父母であり、かなりの学生はそこで、自分より上の世代が持つ差別意識に直面し、まず驚くこととなるが、差別が自分の身近にあると気づくことは、差別解消を自分自身の課題としてとらえるきっかけとなる。レポートには例年、身近な人の差別意識を知った心の葛藤や、それをきっかけに部落差別に向き合おうとする、学生たちの思考の軌跡が綴られてきた。

ところが最近、インターネットの影響が、学生のレポートにも特徴的に現れるようになった。2015・16年の二年間分のレポート（約480通）の約5%にインターネットで「部落の所在を調べた」経験があるとか、ネット上の「部落の地名」

リストを参考資料にした、という記述があった⁶⁾。これらのレポートの特徴は下記の通りである。

- ① 多くの学生は、まず父母・祖父母などに話をきき、家族の差別意識に直に触れ、「部落差別が自分の身近にある」ことに驚いている。これは以前と変わらない傾向であるが、最近のレポートでは、家族と話した後に、そのような差別を受ける地域がどこにあるのか、インターネットで調べ、レポートに報告しているものが目立つ（父母等から直接地名を聞いた場合も、その後、さらにインターネットで調べている）。中には「〇町△丁目」とか、具体的な部落名を記載しているものもある。こうしたレポートには、引用文献に宮部のブログ、同和地区Wikiやそのミラーサイト、そこに掲載されている「全国部落調査」等をあげたものもある。

レポート例：（以下、地名についてはアルファベットで表記）

- ・ インターネットでA市の部落に関する検索をかけてみた。／…／その中にA市の部落の名前も書かれており、母の話だけでは半信半疑であったがいきなり部落の存在が現実味を持った。
- ・ 部落がどの地域に分布しているのかを調べた。すると、いろんなサイトで具体的な地名が書かれていた。とても簡単に分かることに驚いた。そしてサイトを読んで、より驚いた。高校時代、電車で横切っていた地域、通院してい

6) 部落の所在地にふれたレポートは他にもあったが、単に「調べてみた」としか書かれておらず、インターネットを利用したかどうかがわからないものは外し、ここでは「インターネットで調べた」ことが明記されているレポートだけに絞って分析した。

た病院の近くといった、徒歩圏内という、かなり身近な地域に部落があるということを知った。

- ・ B市の部落地域を調べるためにインターネットを使ったとき、「部落地名総鑑」のデータを見つけた。／…／身近な部落地域の多さに驚いた
- ・ C県には、／…／あるウェブサイトによると、約80の地区が現存しているとのこと。／…／私の家の近所にある町もその同和地区の一覧に掲載されていた。／…／この事実は私を驚愕させた。
- ・ (母から)「近所の地域がそういう地域らしいで」と聞き／…／調べてみると、自宅から1kmもないところであったので／…／そこを訪れてみた。／…／インターネットで検索をかけて地図で部落とされる場所には現在、Dセンターなる公共施設があった。
- ・ インターネットでの検索を通して／…／やはり一番驚いたのは身近なところに部落問題があったところだ。学校でもほとんど教えられず、親からも聞かない部落問題がすぐそこにあるのは本当に驚いた。
- ・ 何気なく自分の住んでいる地域をネット検索に書けると、先ほどの肉屋がある地域などが「部落地名総鑑」という形ですぐに分かるようになっており、衝撃を受けた。

- ② 身近な家族から「現在もなお差別を受ける地域・人がある」という知識を得ると同時に、「部落の地名」をインターネットで簡単に調べられるので、この二つが学生たちの中で容易

につながり、「厳しい差別を受ける地域・人が、〇〇に在る／居る」という、差別に直結しかねない「知見」を単純に導き出している。

レポート例：

- ・ 1936年に刊行された「全国部落調査」においては、現在のa市・b市・c市・d市・e市・f市・g市・h市・i市・j市・k市・l市・m市・n市・o市・p市・q市・r市・s市・t市・u市・v市の一部の地域が同和地区であるとされている。／…／今回は、今の自分が住んでいる市の同和地区の歴史について調べた／…／市内では、現在のA区・B区・C区・D区・E区・F区・G区・H区・I区・J区・K区の一部地域が同和地区であると「全国部落調査」において記されている。／…／父が子どもの頃、父の住んでいた町の近くにも同和地区は存在していた。その地区にあった家屋は／…／粗末なものであり、トイレ・水道はその住宅地で共用のものしかなく、衛生面においても圧倒的に格差があったようだ。当時の父を始めとした子どもたちの間では、「行ったり、近づいてはいけない場所」という認識であった。

- ③ ところで、学生がまず関心を持つのは、自分の身近な地域である。ネットで、自分の生活圏、自分が暮らしている自治体に部落があるかどうかを調べている者が多い。部落の所在地がわかると、そこに友人の居住地を重ね、その友人が部落の出身者かもしれない、という「あてはめ」を行い、レポートに記している例も3件ある。

自分の住所地を当てはめてみた者も2件ある。ネット上に、自分の住所地や身近な地名が並んでいることに大きな衝撃を受けた者もいる

レポート例：

- ・小・中学生のころは、部落のことなど全く知らなくて、L町が同和地区だと知ったときは本当におどろいた。／…／小・中学生の習い事の友達にL町1丁目に住んでいる子がいたので、／…／この地区について調べ、考えることにした。
- ・インターネットで自分の住む地域を調べた。すると、私の住んでいる町は被差別部落の地域だった。／…／私の住んでいるところは少し外れているようだったが。詳細は分からなかった。

このように、若い年代層はインターネットで容易に「部落の地名」リストを見つけている。そしてネット上の「部落の地名」を、身近な人から聞いた偏見と単純に結びつけ、「差別を受ける地域・人は〇〇にある／いる」とレポートに書いたり、友人の住所をそこにあてはめたりしている。宮部らが、部落の所在地情報を誰もが容易にアクセスできる状況に置いたことは、部落がどこか、誰が出身者かということを安直に調べ、判定する道具をばらまいたことに他ならないのである。

なお、「身近な人から聞いた偏見」とネット上

の「部落の地名」が結びつくばかりでなく、ネット上にある「差別的書き込み」と「部落の地名」が結び付いたレポートもあった。Googleなどの検索エンジンに、「部落」「同和」などのキーワードを入力すれば、「部落の地名」リストを含む、ウェブ上のあらゆる情報が表示されるので、同時に表示された情報は、結びつけてとらえられやすい。(公財)反差別・人権研究所みえ(ヒューリアみえ)が2013年に行なった「Yahoo!知恵袋」(電子掲示板上で参加者同士が知識を教え合うコミュニティ)の調査では、部落問題に関わる質問に対するベストアンサーの、実に約7割が差別偏見に基づく回答⁷⁾であったから、ネット空間にあふれる差別的書き込みと「部落の地名」とが、検索エンジンを介して同じ画面上に表示されれば、それを見た者の思考の中で、これらが容易に結びつくことは想像に難くない。

2. ネット情報が、若者の部落問題に対する理解不足と「無自覚」に便乗し、差別を拡散する危険性

ところで、ネット上での部落の所在地調べや身元調査は、個人がこっそり行えば、外部に知れることなく終わってしまうが、あえて大学がこのようなレポートを課したことで、その一端が顕在化した。

それがわかったのは、学生たちがそのような行為の問題性(差別性)に気づかぬまま、「無自覚に」こうした行為を行い、レポートで報告してきたからである。それは学生たちが、部落地名総鑑(部落の所在地一覧を記した図書)がか

7) 2013年3月21日、「同和」をQ&Aの検索ワードとし表示された7,307件のうち(表示順、期間ともデフォルトのままなので14年間の情報)、上位1000を分析。問いたいが偏見に基づくものが333件(33.3%)あり、ベストアンサーの67.8%が「差別偏見に基づくもの」であった(例えば、「同和問題とは何ですか」といった言葉の意味をきく問いに偏見に基づく回答をしたり、結婚や物件購入に係る質問に「結婚すべきでない」「購入は控えたほうがいい」など差別を肯定する回答をしているものがこれにあたる)。

つて部落出身者の排除に利用されていたことや、「全国部落調査」が部落地名総鑑のもとになったデータであることなどを知らなかったり、十分認識していないからである。

このような若者の「無自覚」は、若者世代が受けてきた教育によるところが大きい。というのも、特別法の期間内には、部落問題を中心とした教育・啓発が行われていたが、これが特別法の失効後、大きく変わったからである。

冒頭で記したとおり、特別法の失効後は、部落問題についての教育・啓発は「人権教育・啓発推進法」の下に継続されたが、部落問題に特化した学習は激減した。部落問題は、人権教育・啓発が取り上げるべき「多様な人権課題の一つ」⁸⁾となり、相対的に割り当てられる時間や場面が減少したことも一因だが、「特別法が終了し、部落問題をもう取り上げる必要はない」といった教育・啓発担当者の消極的意識も、それを後

押ししたことは否めない。

ちなみに、下記の【表1】を参照されたい。これは、昨年（2017）末を基準として、年代別の生年、小中学校への入学年（早生まれは考慮していない）、1969年（特措法施行）・2002年（地対財特法失効）末時点での年齢を示したものである。

大まかな目安であるが、特別法（1969～2002）の期間内に義務教育を受けていれば、部落問題学習との接触度が高かったと考えられ、これを見ると、全員が1969年から2002年の期間内に小学校に入学し、中学校を卒業している年代は、「40歳代」のみであることがわかる。また、「30歳代」「50歳代」もかなりの部分があてはまる。先に参照した2015・16年のレポートは、学部1、2年生が受講生の中心を占める授業で課されたものであるから、もし全員が現役入学生だと仮定すれば、1996～98年生まれが書いたも

【表1】年代別・特別法（1969～2002）と義務教育を受けた時期の関係

	生 年	1969（同和対策事業特別措置法施行時）年齢	小学校入学（7歳になる年）	中学校入学（13歳になる年）	2002（地対財特法失効年）末年齢
20歳未満	1998年～0000		2005～	2011～	4歳以下
20歳代	1988 - 1997		1995 - 2004	2001 - 2010	5-14歳
30歳代	1978 - 1987		1985 - 1994	1991 - 2000	15-24歳
40歳代	1968 - 1977	～1歳	1975 - 1984	1981 - 1990	25-34歳
50歳代	1958 - 1967	2～11歳	1965 - 1974	1971 - 1980	35-44歳
60歳代	1948 - 1957	12～21歳	1955 - 1964	1961 - 1970	45-54歳
70歳以上	～1947	22歳～	～1954	～1960	55歳～

8) 人権教育・啓発推進法第7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年3月15日閣議決定）では、取り組むべき「各人権課題」として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他、を挙げていた。その後の変更で、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された。

のということになる。この表によって見ると、この年代は、法期限後に小学校に入学しており、部落問題に関する学習機会が激減した世代である。そのことが、上記の「無自覚」の背景にあるとも考えられる。

つまり、宮部らの行為は、部落地名総鑑事件によって、私たちの社会が築き上げた合意事項—「部落の所在を特定しようとする行為は、差別・排除につながる不適切な行為」だ—という社会的合意一と、その合意の上に行われてきた教育・啓発等⁹⁾の取組み、およびその成果を踏みにじるものであると同時に、ここに示したとおり、法期限後に部落問題学習の機会が激減した若者世代の、知識不足や「無自覚」に便乗し、差別を拡散する危険性が極めて高い行為であることを、ここに強調しておきたい。

3. 若者の意識に関する各種データ

これまで、部落問題に対する知識不足や「無自覚」ゆえ、若者がインターネット情報に対して脆弱であることを述べてきたが、このことを補強するため、さらに4種類の調査データを示したい。内閣府「人権擁護に関する世論調査」、「近畿大学学生人権意識調査・部落問題編」¹⁰⁾、「人権についての姫路市民意識調査」である。

3-1. 内閣府調査（2017.10実施）にみる部落問題の認知経路

内閣府による「人権擁護に関する世論調査」（2017年10月、全国の18歳以上3000人を対象に実施。有効回答1758票）では、「部落差別等の同和問題について初めて知ったきっかけ」（認知経路）をきいている。【表2】中に示した12の選択肢か

【表2】同和問題の認知経路（n=1758）

1.	家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた	(19.6)	} 20.8%
2.	親戚の人から聞いた	(1.2)	
3.	近所から聞いた	(2.8)	
4.	職場の人から聞いた	(5.1)	
5.	友だちから聞いた	(3.6)	
6.	学校の授業で教わった	(22.9)	
7.	テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	(16.5)	
8.	部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った	(2.6)	
9.	都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	(1.0)	
10.	部落差別等の同和問題は知っているがきっかけは覚えていない	(5.7)	
11.	その他	(1.4)	
12.	部落差別等の同和問題を知らない	(17.7)	

9) 部落地名総鑑の存在が発覚した後、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（1985施行）を皮切りに、複数の自治体が部落差別調査を規制する条例を制定した（熊本県・福岡県・香川県・徳島県）。また、人事権（採用権）を有する従業員数が100人以上の事業所に企業内同和問題研修推進員を設置するよう労働省の行政指導が行われた（1997年に公正採用選考人権啓発推進委員制度となった）。

10) 近畿大学の調査（n=1689）では「卒業した中学校の所在する都道府県」をきいており、回答には大阪府（40.0%）、兵庫県（12.0%）、奈良県（7.3%）、和歌山県（3.9%）広島県（3.4%）、福岡県（3.5%）、京都府（3.3%）など21都府県があがっていた（国外も若干名）。単一の都道府県・市町村が行った意識調査より、地域特性を反映した回答の偏りが少ないと考え、本意見書に採用した。

ら、1つだけ選ぶよう求めたところ、表のような結果となった。全体としては、「学校の授業で教わった」(22.9%)と、ごく私的な認知経路である「家族から聞いた」「親戚の人から聞いた」を合わせた割合(20.8%)が拮抗しており、「部落差別等の同和問題を知らない」は17.7%となった。

但し、全体の傾向は上記のとおりであるが、年代別での差が大きい。【表3】の年代別集計を見ると、「学校の授業で教わった」割合は、50歳代を境に、若い年代層で高い。

これに対して、「家族」「親族」をあげた割合は、50歳代より高い年代層に多い。また、「部落差別等の同和問題を知らない」者は、30歳代以下で高い割合となっている(10・20歳代3割、30歳代2割強)。

なお、10・20歳代、30歳代だけに注目すると、「学校の授業で教わった」が4割弱で最も多いが、これに次いで多いのは「部落差別等の同和問題を知らない」となる。若い年代層では、学校で教えられて知るか、さもなければ、まったく知らない、という二つのグループが最も多い。

【表3】年代別・同和問題の認知経路 (n=1758)

年 齢		家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	知った	テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	部落差別等の同和問題に関する集会や研修会で知った	や冊子等で知った	都道府県や市区町村の広報紙	部落差別等の同和問題は知っているがきっかけは覚えていない	その他	部落差別等の同和問題を知らない
18-29	n= 126	11.9	-	0.8	1.6	-	37.3	15.9	-	-	-	1.6	0.8	30.2	
30-39	n= 207	12.1	1.4	0.5	2.4	1.0	39.1	14.5	1.0	-	-	4.3	1.0	22.7	
40-49	n= 297	14.8	1.7	1.0	4.7	3.7	35.0	17.8	1.3	0.7	3.4	0.7	15.2		
50-59	n= 308	22.7	-	2.3	5.5	2.9	28.9	13.3	2.6	1.0	6.2	0.3	14.3		
60-69	n= 404	23.0	1.7	2.7	6.2	5.2	12.9	17.6	5.2	1.5	5.9	1.0	17.1		
70 ～	n= 416	23.3	1.4	6.5	6.3	4.8	7.2	18.0	2.4	1.4	8.9	3.4	16.3		
総数	n=1758	19.6	1.2	2.8	5.1	3.6	22.9	16.5	2.6	1.0	5.7	1.4	17.7		

3-2. 近畿大学学生人権意識調査・部落問題編 (2015.6実施)

① 部落問題の認知経路

同様の傾向は他の調査でも確認できる。近畿大学が学部生(全学共通科目「人権と社会I」の受講生。1,2年生が中心)に2016年6月に行った調査で(n=1689)、「本学(近畿大学)に入る

まで、日本の社会に『被差別部落』『同和地区』などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、または『部落問題』『同和問題』とか『部落差別』と呼ばれる問題があることを知っていましたか」ときき、さらに「知っている」と答えた者にはその認知経路を聞いている。両問への回答結果を組み合わせで示したのが【図1】で

あるが、内閣府調査とおおむね同様の傾向を示しており、「学校の授業で教わった」(36.4%)と

「知らなかった」(31.3%)が最も多く、二極化している。

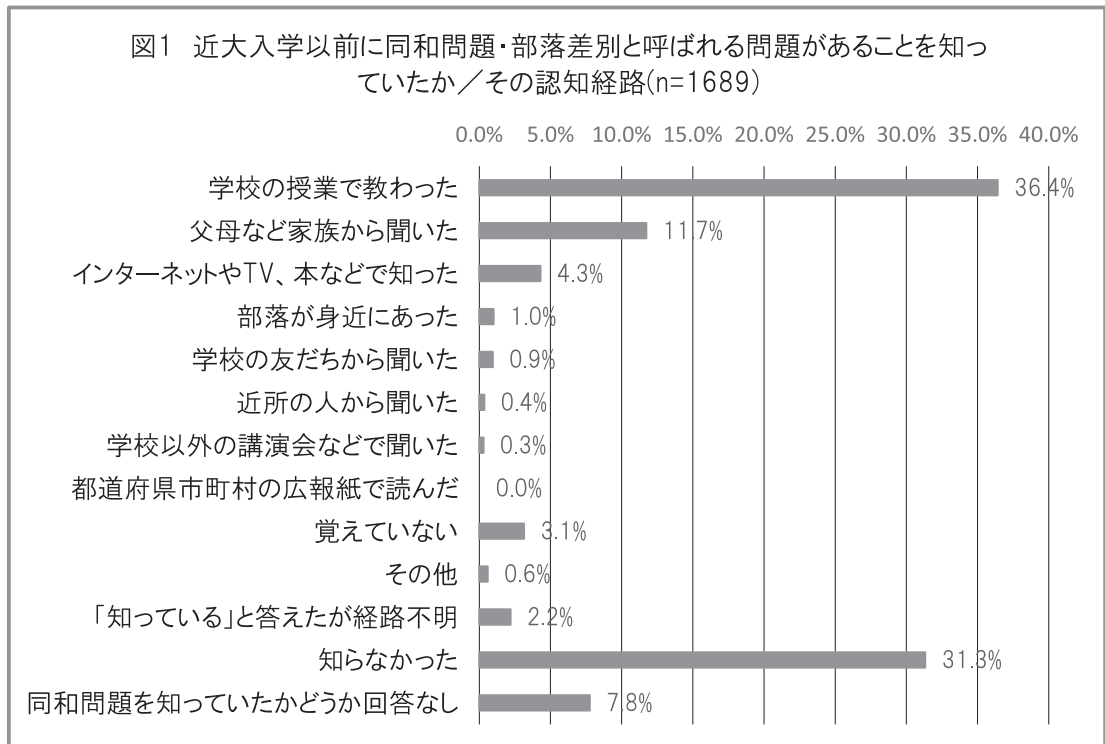


図1 近大入学以前に同和問題・部落差別と呼ばれる問題があることを知っていたか／その認知経路 (n=1689)

② 学校での同和教育・部落問題についての学習経験

さらに近畿大学の調査では、部落問題の認知経路だけでなく、「学校で、同和教育・部落問題についての学習を受けたことがあるか」(学習経験)も聞いている。選択肢は【図2】の中に示されたとおりで、そこからあてはまるものを複数回答方式で選ぶよう求めたところ、図のような結果となった。

注目すべきは、「覚えていない」「受けたことはない」が合わせて42.7%あり、これに「回答なし」を合わせると、47.2%と、5割近くになるこ

とである。そのことはまた、小学校から高校までの間に学習経験のある者も5割程度いる、ということになる。

③ 同和問題やその住民との関り

さらに近畿大学の調査には、「あなたと、同和問題や、同和地区住民の方との関りについてお答えください」という問いがある。回答肢は図3の中に示されたとおりで、7つの選択肢からあてはまるものを複数回答方式で選ぶよう求めたところ、図のような結果となった。圧倒的多数の73.1%が「同和地区の人との関りはまったくな

い」と答えている。

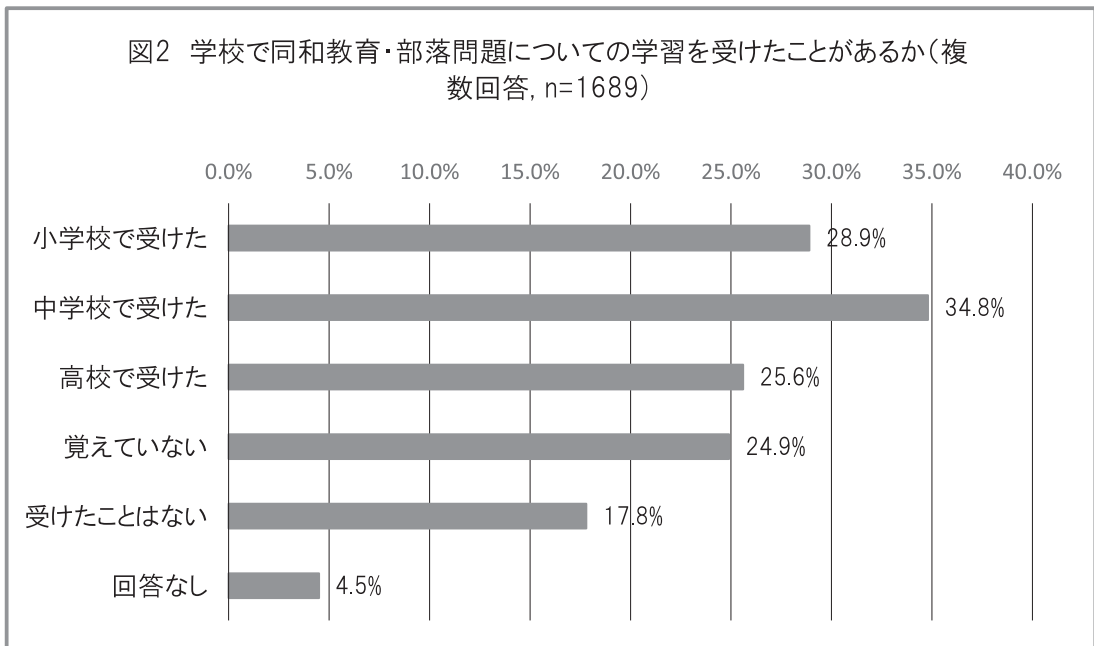


図2 学校で同和教育・部落問題についての学習を受けたことがあるか(複数回答, n=1689)

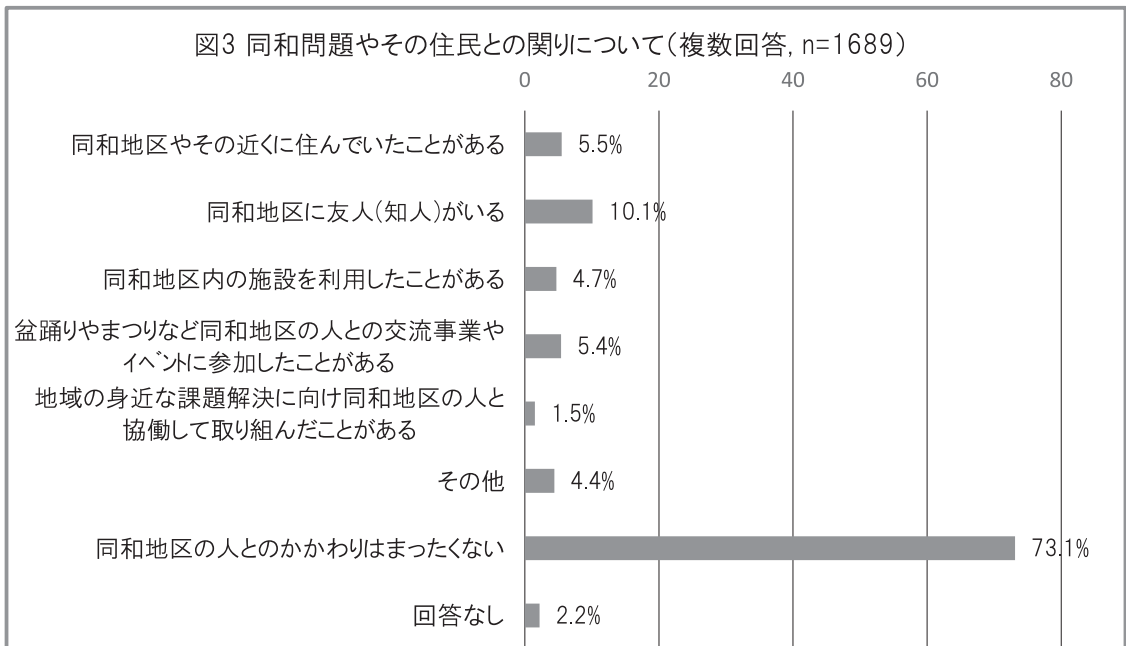


図3 同和問題やその住民との関りについて(複数回答, n=1689)

3-3. 人権についての姫路市市民意識調査 (2016.11実施)

近畿大学調査の③と、類似した問いを設けている自治体の意識調査の結果も、ここで併せて示しておきたい。自治体の市民意識調査では、回答者が幅広い年代層にわたるので、若者の状

況を、他の年代層と比較してみることができる。

兵庫県姫路市が2016年11月に実施した「人権についての姫路市市民意識調査」(18歳以上の市民を母集団とし、3000人を抽出、有効回答票は1304)では、「あなたには同和地区出身の友人や知人がいますか」ときき、「いない、またはわか

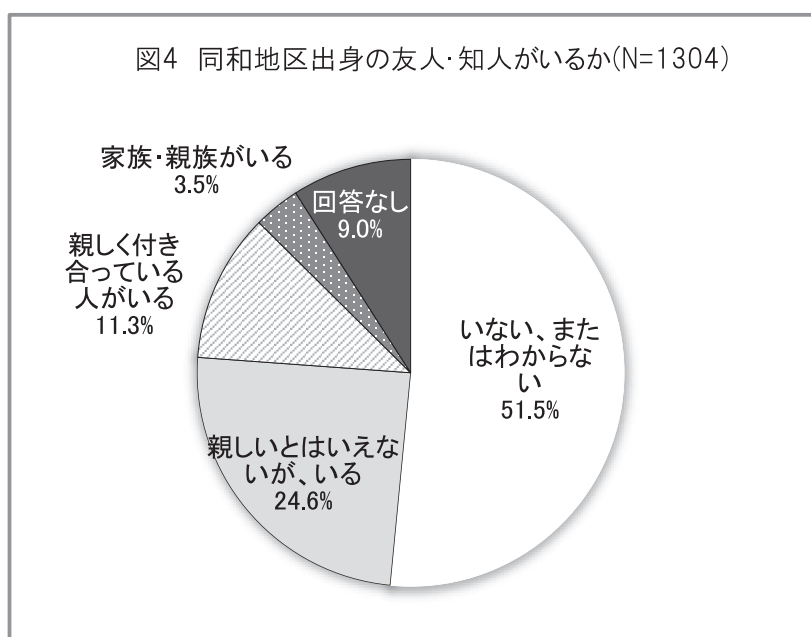


図4 同和地区出身の友人・知人がいるか (n=1304)

【表4】年代別 同和地区出身の友人・知人がいるか (n=1306)

		いない、 またはわ からない	親しいと はいえな いが、い る	親しく付 き合っ ている人 が いる	家 族・親 族がいる	回答なし
18・19歳, 20歳代	n= 119	73.1%	13.4%	6.7%	0.8%	5.9%
30歳代	n= 166	71.1%	16.9%	5.4%	2.4%	4.2%
40歳代	n= 234	54.7%	22.2%	10.7%	6.0%	6.4%
50歳代	n= 192	41.7%	29.7%	17.2%	4.7%	6.8%
60歳代	n= 248	45.6%	27.0%	13.3%	3.6%	10.5%
70歳以上	n= 314	42.4%	29.9%	10.8%	2.9%	14.0%
年齢回答なし	n= 31	41.9%	22.6%	16.1%	0.0%	19.4%
総 数	n=1304	51.5%	24.6%	11.3%	3.5%	9.0%

らない」「親しいとはいえないが、いる」「親しく付き合っている人がいる」「家族・親族がいる」から一つを選ぶよう求めている。その結果は、【図4】のとおり、全体では「いない、またはわからない」が51.5%となった。

だが、【表4】のとおり、回答は年代別の差が大きく、若い年代ほど、「いない、またはわからない」割合は高い。「いない、またはわからない」は、「18・19歳、20歳代」「30歳代」では7割を越えるが、「40歳代」では5割台、「50歳代」以上では4割台と徐々に低くなっている。

以上の三種類の調査結果を、とりわけ10代（18・19歳）、20代の若者世代に焦点をあててまとめると、以下ようになる。

- ・ この世代では、部落問題を「学校の授業」で初めて知る者が最も多いが（4割弱）、「知らない」者も約3割あり、二極化している。
- ・ 近畿大学調査では、学校で部落問題を学習した経験が「ない」者が4割台となり（「回答なし」を加えると約5割）、そこから逆に、学習経験のある者が5割程度いることがわかった。学校での学習経験も、ある者とない者に、二極化している。
- ・ 一方、この世代は、部落や部落住民との関りが極めて薄い。近畿大学調査では、「同和地区の人との関りはまったくない」者が7割を越えた。姫路市調査でも、部落出身の友人知人が「いない、またはわからない」と答えた者が、この世代では7割を越えた。

部落問題を知らない若者、学校での学習経験がない若者が、正しい知識を得る機会がないまま、インターネット上の差別的な書き込みや、

差別を誘発・助長する情報にさらされることの危険性はすでに指摘したとおりである。だが、たとえ学校での学習経験があったとしても、若者の7割は部落や部落住民との関わりがない。つまり若者にとっての部落とは、学校で学んだ知識にすぎず、抽象的イメージ、観念的存在でしかない。抽象的イメージは、外部情報からの操作を受け易く、いかようにも変容しえる。これは若者世代の、もう一つの脆弱性である。次にそのことについて述べる。

4. 直接の関りがなく、部落に対して抽象的イメージしか持たないことの危うさ

先の大学のレポートには、「部落の所在地に関する情報がインターネットで容易に入手できることに衝撃を受けた」と書いた学生が少なからずいたが、それは、レポートの例にみる通り、これまで抽象的イメージしかなかった部落が、おもむろに地名が明らかになることによって、急に「現実味（リアリティ）」を持った」からである。但し、学生たちの言う「現実味」とは、具体的な部落の地名が分かったとか、身近に部落が存在することがわかったということではなく、部落や部落住民との関りはない。

差別解消を求めて長年行われてきた「同和教育」においては、「差別の現実深く学ぶ」ことが合言葉とされ、教師は「部落の生活の現実に向き合い、親と子の願いに耳を傾ける」ことを大切にしてきた。学校で部落問題学習を行うときも、特に校区に部落がある学校では、フィールドワークを行って地元の人びとの差別解消への思いを聞く機会を持ったり、地域の部落の歴史・文化などを取り上げた「地域教材」を作成し、授業を行うなどの取り組みが行われてきた。

つまり、「同和教育」が大切にしてきたのは、人と人が出会い、共感し、つながり、共に学びながら差別に抗するコミュニティとして成長することである。そこでいうところの「現実（リアリティ）」とは、出会い・共感・つながりの実感であって、「地名」が明らかになるだけで感じる「現実味」とは、質的に異なる。

但し、一連の特別法が終了すると、フィールドワークや「地域教材」などを活用した学校での部落問題学習が、すべてではないものの、急減したことも事実である。これは、「特別法が失効し、同和対策事業の対象地域を特定する法がなくなったのに、かつてのように対象地域や対象地域の出身者が顕現するような取り組みを行うことは、差別（アウトティング）になる」という考えが生じてきたからである。それゆえ、かつてはフィールドワークや「地域教材」を積極的に活用していた学校でも、現在では、具体的な地名や人が顕現しないような形で部落問題を教えるようになったところが少なくない。また、その他の多くの学校では、「歴史」や「公民」の教科書が部落問題を取り上げている単元で、これを学んでいるが、学習の方法や深まりかたは、学校によりまちまちである。

それゆえ現在の若者は、学校で部落問題学習の経験がある場合でも、具体的な人や地域に出会う経験がなく、部落は抽象的イメージでしかない。抽象的イメージは外部からの情報によって、いかようにも変容しやすい。ネット上の「部落の地名」と差別的な情報が、こうした意識の空白に入り込むことになる。

なお、ここであえて付記しておくが、部落の地名や、「部落探訪」と称して地域の写真や住民に関わる情報を、ネットにさらす宮部らの行為が、部落を抽象的にしかイメージできない若者

に「リアリティをもって部落問題を理解させるものになる」というようなゆがんだ理由づけにより、正当化されることは決してない。宮部らの行為は、一方的なアウトティングであり、暴力である。それは部落内外にある者が、差別解消への思いを共有し、信頼関係を築いていくことによって感じる「リアリティ」とは全く異なるものであり、長年の差別解消に向けた「同和教育」の実践とも、相容れないものである。

5. 低年齢化する影響—ある中学校での事象

ところで、宮部らによる「部落の地名」リストの拡散は、中学生にも影響を与えている。2016年秋には、ある中学校で、ネット上の「部落地名総鑑」を見た生徒が、教師のいる場で「○○（地名）って部落っぽい」という発言をした。

事象がおきてすぐ、学校は生徒から聞き取りを行い、指導を行っている。この生徒は、同級生が家で親から「ブラック団地の子とつきあうな」と言われたという話を聞き、自分の母親にその意味をたずねたところ、それが「部落」という言葉であることがわかった。その後、この中学生がどのようなツイートを行ったのかは不明であるが、そのフォロワーが、「△△（この中学生が住む自治体名）部落地名総鑑」のサイトを教えたため、この生徒は、身近な部落の所在を知ることになり、上記の発言を行った。

「部落」と「ブラック」の違いすら明確でないあいまいな知識に、「つきあうな」というマイナス情報が加わり、それがネット上の「部落の地名」と容易に結びついていく様子がみてとれる。先のA大学のレポートにも見られた傾向であるが、その影響がかなり低年齢にまで広がってきていることには、危機感を抱かざるを得ない。

Ⅱ なぜ地名の拡散が問題なのか —現代社会において「部落の地名」 が持つ意味

次に、本意見書の第二の論点について述べたい。

宮部らは「地名は特定の個人の人格と結びつくものではない」と主張し、「部落の地名」の暴露が「人」の権利侵害にはあたらないかのように言うが、ここでは「部落の地名」リストの拡散が、とりわけ現代社会において持つ差別性について説明し、宮部らの主張が誤りであることを指摘したい。

1. 部落出身者を判定しようとする側の心理の変化—系譜（血縁的つながり）から属地（住所・本籍地）へ

冒頭に述べたとおり、部落差別は封建時代の身分制度の由来し、封建時代においては人（身分）＝職能＝土地（地域）は一致していた。それゆえ、被差別身分にあった人びとに対する忌避意識は、その職能と、土地（地域）に対しても一体的に向けられた。

だが、封建時代には重なった「人」と「土地」の在り処は、時代が進むにつれ、必ずしも一致しなくなる。近代化、都市化による人の移動、部落内外の通婚、さらに時代が下るにつれ世代交代も進むから、ある人が部落出身者かどうかを系譜（血縁という人のつながり）によって外から判定することは難しくなる。もちろん、都市か地方か、といった条件のちがいによって、人の移動の度合いに差はあるが、一般論として、

上記のように言える。

一方、部落出身者を忌避しようとする者においては、系譜による判定が困難になると、属地の基準（居住地や本籍地が部落にあること）で判定しようとする心理が強まることとなる。「人」のつながりを遡るのが難しくなると、「土地」が判定基準にされるのは、繰り返しになるが、部落差別が封建時代の身分制度に由来するがゆえの特徴ともいえる。

このことは、壬申戸籍の公開禁止（1968）、戸籍の閲覧制限（1974）、戸籍法改正による閲覧制度の廃止（1976）と前後して、「部落地名総鑑事件」（1975）が起きたこととも関わっている。

壬申戸籍とは、1872（明治5）年に施行された戸籍法に基づき編製された戸籍であるが、その前年8月の太政官布告（いわゆる「解放令」）によって、穢多、非人等の称は廃止され、これらの人びとは一般民籍に編入されることになったにも関わらず、穢多、非人、元穢多、新平民といった旧身分がわかる記載が一部の戸籍に行われた（1875年に、族称は「華族・士族・平民」と記載すべきとの布告もなされたが、徹底されなかった）。また、壬申戸籍には氏神・寺も記載された¹¹⁾。

司法省が、謄本・抄本作成の際に、賤称を謄写せず、職権による抹消も認める通達を出したのは1924年、族称欄をすべて謄写しないという通達を出したのは1938年のことである。しかし、除籍簿を閲覧すれば抹消した事実自体が見えるので、部落出身かどうかは「一目瞭然」であった（二宮、2006: p.80）。

さらに自由に閲覧できる戸籍は、戦後も身元調査に悪用された。こうして法務省が壬申戸籍

11) 旧身分だけでなく、所属する寺（檀那寺）の情報も身元調べに利用された。

の閲覧禁止・回収・保管措置を指示したのは、1968年のことである。続いて1974年には、除籍簿の閲覧請求などが差別事象につながる恐れがあると認められる場合、請求には応じなくてもよい旨、通達が出された（前掲書: p.80-81）。部落出身者であるかどうか、戸籍を利用し、系譜を遡ることによって知ろうとする行為にストップがかかったのである。

但し、系譜による判定が難しくなると、先に述べた通り、より属地的な手がかりへの依存が強まる。その人の住所・本籍地・出生地、そして父母・祖父母などの住所・本籍地・出生地が部落にあれば、部落出身者であると判定するのである。ただしそれには、「どこが部落であるか」の情報が必要である。このことが「部落地名総鑑事件」（1975）の背景にある。

また、1976年には戸籍法が改正され、戸籍の閲覧制度が廃止され、閲覧は原則、本人、配偶者、直系の親族に限られ、「職務上閲覧」が必要の場合、それは「例外的に」認められることとなった。しかし、戸籍の閲覧制限が厳しくなると、住民票で本籍を調べるようになったため、1985年には、住民基本台帳法の一部改正も行われ、住民票にも公開制限が加えられた。

こうして一連の戸籍・住民票の公開制限をめぐる推移をみると、ある人が部落出身者かどうかの判定を、系譜的に行うことが難しくなると、その人（及び父母・祖父母などの親族）の住所や本籍地、出生地と、「部落の地名」情報の2つによって行われていくようになることがわかる。また、最近になってもなお、「職務上閲覧」の有資格者である行政書士が、職務上請求用紙を使い第三者の戸籍、原戸籍、戸籍の附票、住民票、

除籍簿を取得して、興信所や調査会社に横流しする不正が発覚していることからわかるとおり¹²⁾、このことは今なお行われている。

このように、現代の部落差別は、「部落の地名」と人の住所・本籍地・出生地が一致するかどうかという、属地的な手がかりに大きく依存して行われており、宮部らが行った、「部落の地名」を網羅的・一覽的にネットにアップする行為は、その情報をばらまき、安易な身元調査や「出身者さがし」を助長・誘発する行為にほかならない。また、「部落の地名」リストはネットで簡単にみることができるので、身元調査を行ったことは表面化すらしない。宮部らの行為は、身元調査が隠れたところで、ひっそり行われてしまう事態を招いているのである。

2. 大阪府堺市における人権意識調査（2015.11～12実施）

ところで、近年いくつかの自治体が行った人権意識調査では、結婚の際に部落出身者＝「人」を忌避するより、部落や部落の近隣での居住を避けるなど、「土地」を忌避する意識の方が数値の上ではより強くあらわれる。ここではその一例として、大阪府堺市が行った「人権意識調査」（16歳以上の市民を母集団として、3000人を抽出、有効回答票は1293）の結果を参照したい。

2-1. 部落差別についての認識（差別があると思うか）

堺市調査は大変興味深い質問構成になっている。「部落差別があると思うか」（認識）と聞くことと、「あなた自身は忌避意識があるか、差別的態度をとるか」（意識・態度）を聞くこととは、

12) 神戸市・宝塚市・大阪市の行政書士が、興信所の身元調査にからんで、第三者の戸籍や住民票を取得して、報酬を得ていた不正が発覚した。（2005年4月7日神戸新聞「興信所の身元調査 行政書士が不正加担」）。

別の次元の質問であるが、堺市調査では、この両方をきいている。実は前者（認識）と、後者（意識・態度）との間には、かなりのズレがある。先に述べた、「結婚の際に部落出身者＝『人』を忌避するより、部落の『土地』を忌避する意識がより強くあらわれる」という傾向は、後者の質問に関してみられることである。

ここではまず、前者（認識）に関わる設問からみてみたい。「結婚」「引っ越しや住宅の購入」に際して、部落差別があると思うかどうかをき

き、「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」「ほとんど差別はない」「差別はない」「わからない」から1つを選ぶよう求めた結果は、【図5】のとおりである。

分かりやすく比較するため、「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」を合算して「ある」としてみると、差別が「ある」と認識する者の割合は、①結婚（45.4%）、②住宅（28.1%）となる。結婚差別が「ある」と認識している者は、回答者の半数近くとなる。

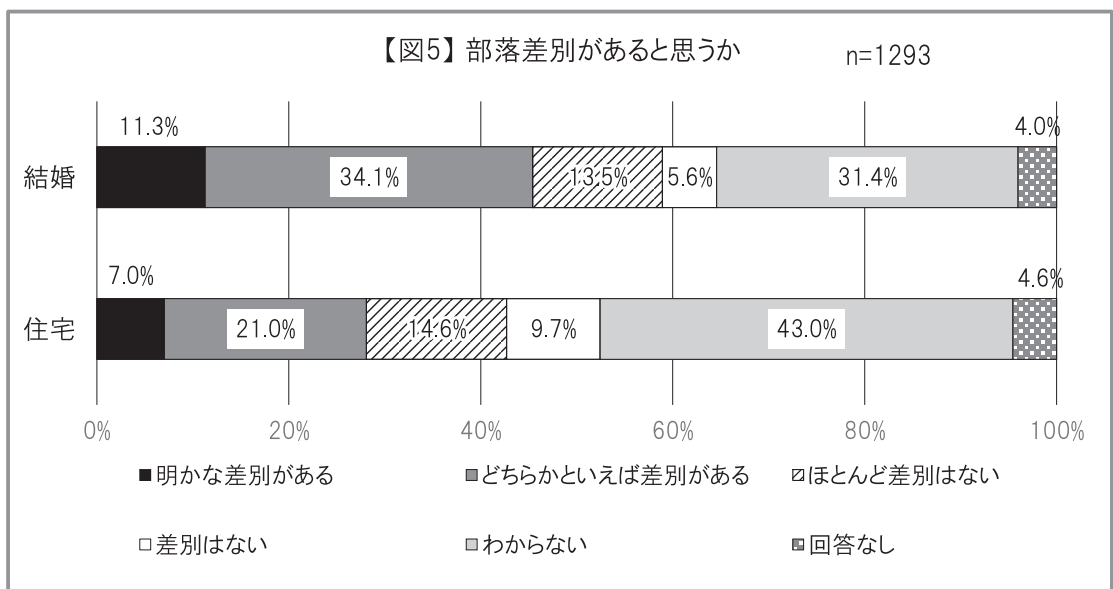


図5 部落差別があると思うか

2-2. 部落・部落出身者に対する意識・態度

一方、具体的な場面で、回答者自身が部落に対する忌避意識を持っているのか、差別的態度をとるのか（意識・態度）を聞いた設問については、次のような結果となった。

① 結婚

「もし仮に、あなたのお子さん（いると仮定し

て）が恋愛をし、結婚をしたいといっている相手が同和地区の人であった場合に、親としてどのような態度をとるか、「頭から、とんでもないと反対する」「迷いながらも、結局は反対する」「迷いながらも、結局は賛成する」「ためらうことなく、賛成する」「わからない」から1つを選ぶよう求めた結果は【図6】である。

「頭から…反対」「迷いながら…反対」を合算した「反対」は20.4%、「迷いながら…賛成」

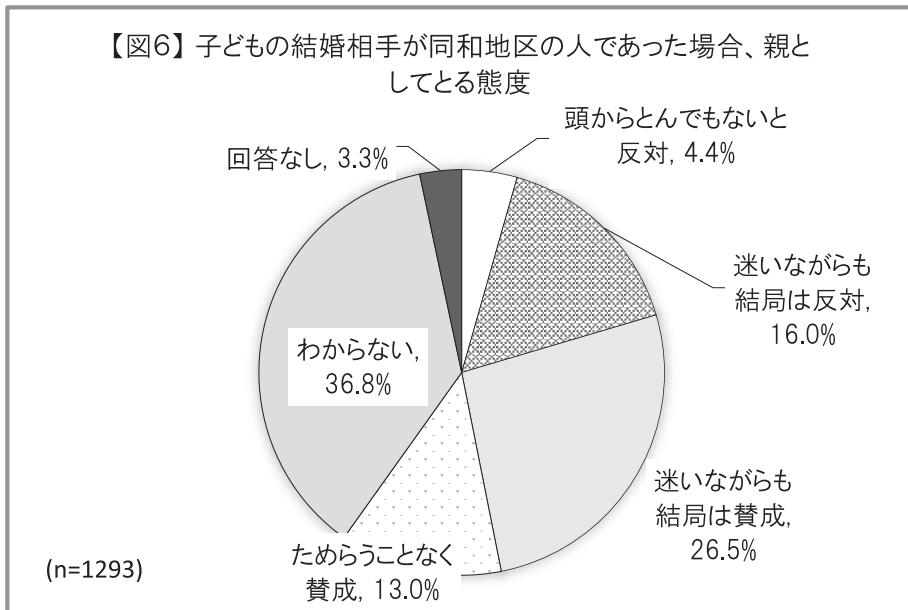


図6 子どもの結婚相手が同和地区の人であった場合、親としてとる態度

と「ためらうことなく賛成」を合算した「賛成」は39.5%となり、賛成が反対の2倍ある。

② 住宅（土地）

「住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件、もしくは小中学校区に同和地区がある物件ならばどのようにすると思うか」ときき、「同和地区や同

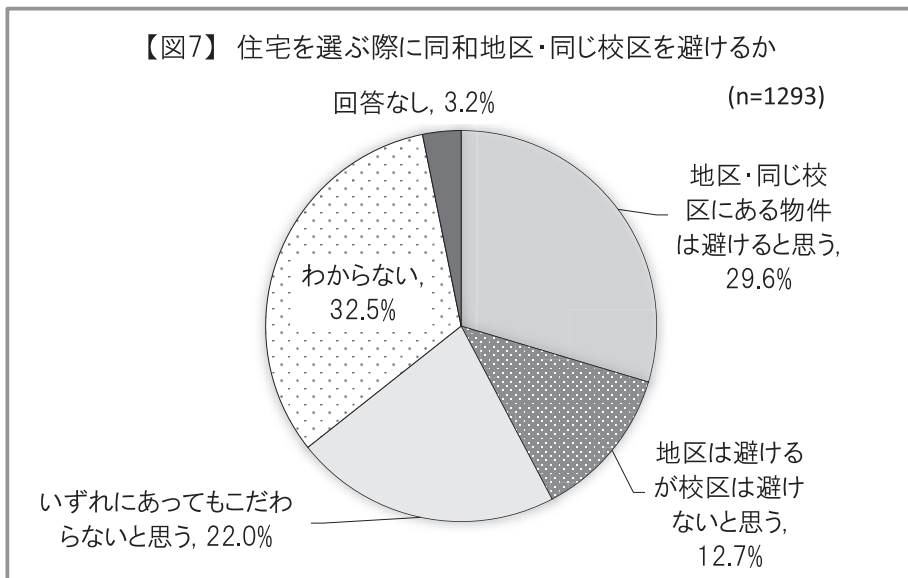


図7 住宅を選ぶ際に同和地区・同じ校区を避けるか

じ小中学校区にある物件は避けると思う」「同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」「いずれにあってもこだわらないと思う」「わからない」から1つを選ぶよう求めた結果は【図7】である。

「同和地区・同じ小中学校区とも避ける」と「同和地区のみは避ける」を合算して「避ける」割合は42.3%あり、「いずれにあってもこだわらない」(22.0%)の倍近い。

以上から、結婚・住宅(土地)に対する意識・態度をきいた結果をまとめると次のようになる。

- ・結婚に「反対」は20.4%、「賛成」は39.5%となり、賛成が反対の約2倍となる。
- ・これに対して住宅(土地)では、ともかくも同和地区を「避ける」という回答が42.3%あり、「いずれにあってもこだわらない」(22.0%)よりはるかに多い。

両問の回答形式は異なるものの、結婚の際に部落出身者＝「人」を忌避するより、部落や部落の近隣での居住を避けるなど、「土地」を忌避する意識が、数値の上では、より強く現れている。

2-3. 「認識」と「意識・態度」のずれ

次に、「認識」と「意識・態度」のズレについても見てみたい。

社会に「差別があると思う」(認識)ことと、実際の場面で自分が「忌避意識を持つ、差別的態度をとる」(意識・態度)ことは異なる。教育・啓発を通じて部落問題を学び、部落差別の存在を認識することは重要であるから、「差別がある」と認識している人の割合の高いことが問題なのではない。むしろ、差別があると認識しながら、「自分は差別に加担せず、差別に反対する」者が

どれくらいいるのか、あるいは「差別する」者がどれくらいいるのかを見る必要がある。

まず、結婚差別を「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「子どもの結婚に対する、自分自身の親としての態度」を表にすると【表5】【表6】になる。(表6では「頭からとんでもないと反対」「迷いながらも結局は反対」を合算して「反対」、「迷いながらも結局は賛成」「ためらうことなく賛成」を合算して「賛成」として示した)。

住宅(土地)に対する差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に、「同和地区や校区に同和地区のある物件を避けるかどうか」を集計したのが【表7】【表8】である(表8は「同和地区・同じ校区にある物件とも避ける」「地区は避けるが校区は避けない」を合算して「避ける」とし、「いずれにあってもこだわらない」と対比して示したものである)。

「差別がある」と認識している者では、「ない」と認識している者より、忌避的・差別的態度をとるという回答が多くなることは、想像がつく(社会に差別は「ない」と思いながら、自分だけは差別を「する」という状況は考えにくいからである)。だが、結婚においては、差別が「ある」と認識していても、「自分自身は差別をしない」(結婚に賛成する)という者が37.6%あり、結婚に反対する者(30.5%)を上回っている。一方、住宅(土地)では、差別が「ある」「ない」のいずれと認識していても、「避ける」が5割前後となり、「こだわらない」よりはるかに多い。土地に対しては、現状認識のいかにかわらず、強い忌避意識が見られる。

【表5】結婚

		頭からとんでもないと反対	迷いながらも結局は反対	迷いながらも結局は賛成	ためらうことなく賛成	わからない	回答なし
結婚差別ある	n= 587	7.8%	22.7%	28.3%	9.4%	30.8%	1.0%
結婚差別ない	n= 248	2.0%	10.5%	37.5%	22.6%	26.6%	.8%
わからない	n= 406	1.2%	11.6%	19.7%	13.5%	53.2%	.7%
回答なし	n= 52	1.9%	1.9%	5.8%	3.8%	25.0%	61.5%
合 計	n=1293	4.4%	16.0%	26.5%	13.0%	36.8%	3.3%

【表6】結婚

	親としての態度	
	反対	賛成
結婚差別ある	30.5%	37.6%
結婚差別ない	12.5%	60.1%
わからない	12.8%	33.3%
回答なし	3.8%	9.6%
合 計	20.4%	39.4%

【表7】住宅

		同 和 地 区・同じ校区にある物件とも避ける	地区は避けるが校区は避けないと思う	いずれに あっても こだわらないと思う	わからない	回答なし
ある	n= 363	40.2%	12.9%	18.2%	27.0%	1.7%
ない	n= 315	29.5%	17.8%	25.7%	24.8%	2.2%
わからない	n= 556	23.0%	9.9%	23.0%	41.4%	2.7%
回答なし	n= 59	27.1%	10.2%	16.9%	23.7%	22.0%
合 計	n=1293	29.6%	12.7%	22.0%	32.5%	3.2%

【表8】住宅

	避ける	こだわらない
土地差別ある	53.2%	18.2%
土地差別ない	47.3%	25.7%
わからない	32.9%	23.0%
回答なし	37.3%	16.9%
合 計	42.3%	22.0%

2-4. 住宅（土地）を避ける論理

なぜ、住宅（土地）の場合は、差別が「ある」と認識しているか否かに関わらず、同和地区や同じ校区の物件を避けるという者が5割前後にもなるのだろうか。そこで、同和地区や同じ校区の物件を「避ける」と答えた者（547名）に、理由を複数回答でたずねた。回答肢は「こわい

イメージがあるから」「自分も同和地区出身者と思われるから」「周りの人から避けたほうが良いと言われるから」「その他」である。その結果をみると（【図8】）、「こわいイメージ」「周りから避けた方が良いといわれる」がそれぞれ3割代、「自分も出身者と思われるから」が2割代となった。

【図8】同和地区や同じ校区の物件を避ける理由（複数回答）

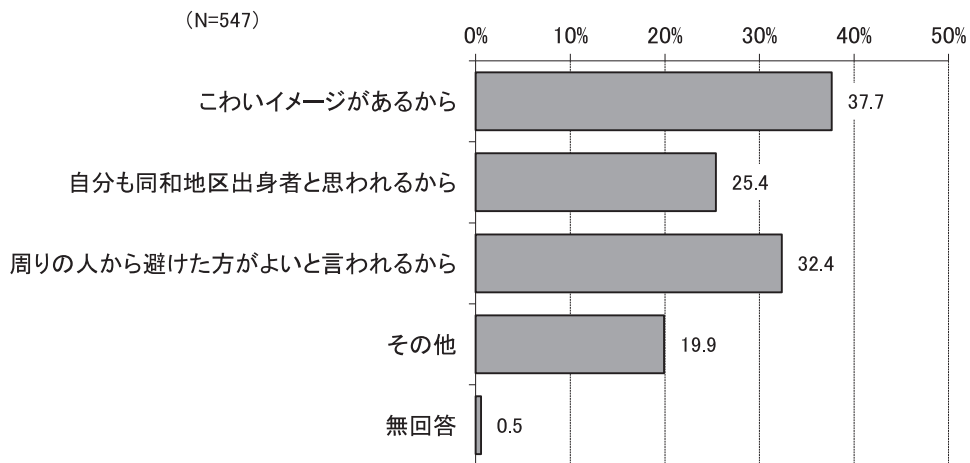


図8 同和地区や同じ校区の物件を避ける理由（複数回答）

「こわい」は偏見の表出、「周りから避けた方が良いといわれる」から避けるというのは、世間同調的な態度を示す。そして「自分も同和地区出身者と思われるから」という理由は、奥田のいう「見なされる差別」の回避である。つまり、部落出身者を属地的な基準で識別しようとする現代社会では、「部落の土地に住めば、自分も部落出身者とみなされ、それが自分の子や孫にまで及ぶかもしれない」という不安から、部落の土地を忌避する意識が生じるのである。

また、選択肢のうち「その他」を選んだ者も約2割あり、かなり多い。「その他」を選んだ者

には具体的な記述を求めたので、その内容をみると、偏見や一方的なイメージに基づく回答とともに、「不動産としての資産価値」に関わる記述（売却に影響する、資産としての評価が低い、地価が低い、など）がまとまって見られた。資産価値を理由とする意見は、一見すると、直接に部落を差別しているようには見えないが、自分が不利益を被らないよう部落の土地を忌避する背景には、部落差別が市場にも影響し部落の土地が安価に取引されてきた事実がある。

いずれにせよ、部落の「土地」を避けようとする意識が、より強く立ち現れる背景には、部

落に対する単純な忌避意識だけでなく、「みなされる差別」を回避する心理や、土地の市場価値が影響を与えている。

これらは、部落の土地に対する現代社会固有の忌避意識（「みなされる差別」も土地の市場価値も、封建時代の身分制度には何の関係もない）であり、「部落の地名」リストが、こうした忌避意識を有する者に利用されることは想像に難くない（堺市の調査では、住宅を選ぶ際、部落（同和地区）の土地を「避ける」という回答者は4割以上、「わからない」は3割以上もある）。また、その土地に住まないという行動をとる人が増えれば、長期的には地域の人口減少を招き、地域コミュニティの維持・発展を著しく阻害しかねないということも指摘しておきたい。

補足として：ソーシャルメディアを利用した情報拡散の影響について

ところで、冒頭で述べた通り、私にはインターネットの技術的な面での専門性はない。だが、一人の教員として、ソーシャルメディアを通じて差別を助長・誘発する情報が拡散されていくことが、今後、若者世代に大きな影響を与えることを憂慮している。本意見書の最後に、教員としての立場から、この点を補足しておきたい。

「部落の地名」リストが、デジタル情報として発信されることには、紙媒体による発信の何倍も拡散力があることは言うまでもないが、それだけでなく、今回こうした情報が、利用者相互にやり取りができる特性を持つソーシャルメディア（SNS・ブログ・Wiki・Twitterのほか、質問をして投げかけて回答を得るYahoo! 知恵袋や、カスタマーレビューを投稿できるAmazon も同

様）を使い発信されたことが、さらに加害性を強めている。

「全国部落調査」データがネットにアップされた際、そのテキストデータがWikiを使って公開され、Torによる編集が呼びかけられたことの問題は、冒頭に記したとおりである。

だが、それだけではない。こうしたサイトに若者が興味本位で繰り返しアクセスし、もし「無自覚」なままに投稿などを繰り返せば何が起こるだろうか。そうした関心や行動がプロファイリングされ、また、ソーシャルメディアでは似通った関心を持つ者どうしのつながりが促進されるから、そうした「似た者同士」のかたまり（フィルター・バブル：filter bubble）の中に、取り込まれていくことが危惧される。アルゴリズムは共通点のある者をつなげていくが、差別を助長・誘発する情報にゆがんだ関心を持つ者ばかりとつながって、相互行為を繰り返せば、考え方はどんどん単純化し、差別を支持する心理が強化されてしまうのではないだろうか。Keipiら（2017）は、そうして生まれるフィルター・バブルどうしの分断を「新たなデジタル・デバイド」と呼び警鐘を鳴らす。また、日常生活における人とのリアルなつながりが希薄な者ほど、ネット上のグループ内での承認を求める心理が強く働き、差別的志向性を強める可能性がある。ネット上のつながりでは、現実世界のように相手の「物理的手がかり」が見えず、特定の主張だけに焦点化された意思疎通が行われてしまうからである。

私は、教育社会学者として、これまで人権教育の領域で研究を重ねてきた。人権教育においては、異なる考えを持つ人の声に耳を傾け、議論を重ねて合意を形成することを民主主義の基本的スキルとして教えてきたが、ソーシャルメ

ディアを介して、差別のコミュニティが形成・拡大していくのだとしたら、それは人権教育にとって大きな脅威である。

おわりに

宮部らの行った「部落の地名」リストの拡散は、決して単なる「地名」の拡散ではない。属地的な基準によって部落出身者を識別しようとする、現代社会の部落差別の論理に便乗し、安易な身元調査や「出身者探し」を助長し、部落出身者とみなされた人びとを幅広く忌避・排除の対象にする、きわめて悪質な行為である。そしてまた、その影響はデジタル・ネイティブ世代である若者世代に対してより深刻である。

また、宮部らによる情報の拡散は、インターネットの特質を知ったうえで、情報が、巡回性・永続性をもってネット上を漂流し、増殖し続けるように行われている。そのことは、この行為によってもたらされる被害が、現段階だけでは判断できないものであること、将来にわたって、拡大し続ける可能性を持つことを意味しており、それゆえに、不安は大きい。

最後になるが、ある学生レポートの一部を転記しておく。

具体的な被差別部落の地名、それがあまりにもなじみのある地名だったことに衝撃を受け／…／自分の住む地域をインターネットで検索してみると「部落」という文字が現れ、とっさに「まさか、そんなはずはない」と考えてしまった。／…／「なぜこんなところで生まれてしまったのだろう。私の将来はどうなるのだろう」／…／初めて自分が部落出身者だと知った人はこのように不安と絶望に近い何かを感じるのだろ

うか

ネット上の地名を見て、たいへんに大きな不安を書き綴っているこのレポートに、私自身が大きなショックを受けた。おそらくこの学生は、差別に共に向き合おうとする仲間との具体的な出会いをまだ経験したことがないのであろう。不安や、差別の不当性に対する怒りなどを受け止め、共感し、ともに学ぶ仲間とのつながりがなければ、こうした不安はたった一人では解消しない。教育的取り組みを通じて、差別解消への思いを共有する、リアルなコミュニティを形成していくことこそ重要である。「部落の地名」だけを「研究のため」と称して拡散するような行為は、一方的なアウトティングであり、多くの人を傷つける暴力である、ということを述べ、本意見書を締めくくりたい。

【参考文献】

- 奥田均（2007）『見なされる差別—なぜ部落を避けるのか』解放出版社
- 近畿大学人権問題研究所（2016）「2015年度近畿大学学生人権意識調査（部落問題編）」
- 堺市（2016）『第7回堺市人権意識調査結果報告書』
- 内閣府（2017）「人権擁護に関する世論調査」
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/index.html>（2018.5.10アクセス）
- 二宮周平（2006）『新版 戸籍と人権』解放出版社
- 姫路市（2017）『人権についての姫路市民意識調査結果報告書』
- Gagliardone, I., Gal, D., Alves, T., & Martinez, G. (2015) *Countering Online Hate Speech*.
- UNESCO Series on Internet Freedom. UNESCO
- Keipi, T., Näsi, M., Oksanen, A., & Räsänen, P. (2017). *Online Hate and Harmful Content: Cross-national perspectives*. Routledge.